

証券コード 1730  
2020年6月5日

株 主 各 位

神奈川県川崎市中原区荻宿36番1号  
麻生フォームクリート株式会社  
代表取締役社長 花岡 浩一

## 第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）営業時間終了時（午後5時）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時  
（当日は、午前9時より受付を開始いたします。）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番地1  
新横浜フジビューホテル（東館2階 芙蓉の間）
3. 目的事項  
報告事項 第59期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類について修正や株主総会の開催場所等について変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.asofoam.co.jp/>）に掲載することにより、お知らせいたします。

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、前半は雇用・所得の改善や底堅い設備投資により景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、後半は米中貿易摩擦による世界経済の減速や台風被害の影響により生産活動が落ち込み、また消費税増税も個人消費への逆風となり景気の先行きに減速感が強まったことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、景気への悪影響が急速に表れ始めました。

建設業界におきましては、国内建設投資は安定的に推移いたしましたが、資材価格や労務費は高止まりし、また受注価格競争も激しく採算面では依然として厳しい状況が続きました。

このような状況の下、組織として分けていた気泡コンクリート工事部門と地盤改良工事部門を当事業年度から一体化し、営業力の増強と施工の効率化をはかり、受注量の獲得と収益性の改善をはかってまいりました。

しかしながら、当事業年度の業績は、地盤改良工事の受注高が順調に推移したものの、主力の気泡コンクリート工事の受注高が見込んでいた工事の発注遅れなどから大幅に減少し、工事全体の受注高は4,139百万円（前事業年度比5.2%減）と減少し、また売上高も複数の大型工事の見込んでいた工期のずれ込みなどから4,030百万円（前事業年度比5.9%減）と減少いたしました。

各段階の損益につきましては、地盤改良工事より利益率の高い気泡コンクリート工事の完成工事高の大幅な減少並びに完成工事高での構成比の低下に拘らず、施工の効率化に努めたことで完成工事総利益率は前事業年度とほぼ同程度となり、また前事業年度には取引先の経営破綻に伴う貸倒損失の計上があった一方で、当事業年度では工事の発注遅れや工期のずれ込みなどにより売上高が減少したことなどから、営業利益64百万円（前事業年度比59.8%増）、経常利益69百万円（前事業年度比41.2%増）、当期純利益39百万円（前事業年度比32.4%増）となりました。

主要な工事の状況は、次のとおりであります。  
(気泡コンクリート工事)

見込んでいた一部の軽量盛土工事の大規模工事が台風や豪雨の災害復旧優先などにより発注が遅れ、軽量盛土工事の受注高は1,593百万円（前事業年度比27.5%減）に、管路中詰工事の一部の発注が見込みどおりにされず受注高は551百万円（前事業年度比26.4%減）に、ま

た空洞充填工事も見込みどおりに発注されず受注高は415百万円（前事業年度比26.5%減）とそれぞれ減少したことから、気泡コンクリート工事全体の受注高は2,559百万円（前事業年度比27.1%減）と大幅に減少いたしました。

完成工事高につきましても、管路中詰工事は前事業年度からの繰越工事を順調に施工し完成工事高が656百万円（前事業年度比11.7%増）と増加したものの、受注高の減少や一部大型工事の工期のずれ込みから軽量盛土工事の完成工事高が1,557百万円（前事業年度比18.5%減）、また空洞充填工事の完成工事高が404百万円（前事業年度比44.9%減）とそれぞれ減少し、気泡コンクリート工事全体の完成工事高は2,617百万円（前事業年度比19.0%減）と減少しました。

（地盤改良工事）

見込んでいた大型工事の失注がありましたが、建築分野を中心に受注が順調だったことや、気泡コンクリート工事と地盤改良工事の営業の一体化の効果も徐々に表れたこともあり、地盤改良工事の受注高は1,425百万円（前事業年度比84.8%増）と大幅に増加いたしました。

完成工事高につきましても、一部大型工事の工期のずれ込みがありましたが、受注高の増加から地盤改良工事の完成工事高は1,247百万円（前事業年度比41.7%増）と増加いたしました。

（単位：千円）

工 事 別	前事業年度繰越 工 事 高	当事業年度受注 工 事 高	当事業年度完成 工 事 高	翌事業年度繰越 工 事 高
気泡コンクリート工事	781,977	2,559,887	2,617,785	724,078
地 盤 改 良 工 事	92,773	1,425,360	1,247,551	270,582
そ の 他 工 事	77,574	153,910	100,369	131,114
合 計	952,324	4,139,158	3,965,706	1,125,776

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、65,309千円であり、このうち主なものは、機械装置の購入等であります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び借入金によりまかない、増資等による資金調達はありませぬ。

## (4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2017年3月期 第56期	2018年3月期 第57期	2019年3月期 第58期	2020年3月期 第59期 (当期)
売 上 高	3,984,497	3,773,273	4,282,536	4,030,373
経常利益又は経常損失(△)	143,554	△104,878	49,457	69,851
当期純利益又は当期純損失(△)	148,607	△141,697	30,069	39,813
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	43円53銭	△41円51銭	8円81銭	11円66銭
総 資 産	3,570,610	3,195,447	3,721,812	3,413,371
純 資 産	1,500,090	1,327,082	1,337,443	1,354,541

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均発行済株式数は、自己株式数を除いて算出しております。

## (5) 対処すべき課題

今後予想される建設投資の維持・補修への質的变化に対応し、求められる社会ニーズに応えるべく「いいもの」を提供し続ける技術の深化、技術革新の実現が重要であると考えております。

当社といたしましては、建設業界に求められている生産性向上のためのICT等を活用する「i-Construction」の推進に対応するためにも、引き続き技術開発への取組みを強化してまいります。

また、当社の成長性につきましても重要な課題であると考えており、第59期事業年度に実施した気泡コンクリート工事と地盤改良工事との一体化における組織改革について更なる融合をはかることで、受注については精度の高い情報収集と一層の営業活動の強化を実現してまいります。また、施工においても生産性の向上に取組むとともに、施工体制の構築、当社における既存及び新規開発した製品の新たな市場創造に引き続き取り組んでまいります。

また、建設業界では現場就労者の高齢化や減少傾向が続く中、担い手の確保が喫緊の課題であり、当社としましても、中途採用も含め採用活動に注力するとともに、施工社員の多能工化にも引き続き取り組んでまいります。

なお、昨今のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響に留意していく必要があり、建設業界におきましても感染拡大の状況によっては工事の中断等が懸念されます。現時点では当社業績等に大きな影響は見られておりませんが、当社としましては、引き続き感染予防に最大限の注意を払ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-28) 第4855号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

(7) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市
東 京 支 店	神奈川県川崎市
大 阪 支 店	大阪府茨木市
福 岡 支 店	福岡県糟屋郡
東 京 営 業 所	東京都千代田区
札 幌 営 業 所	北海道札幌市
東 北 営 業 所	宮城県仙台市

(8) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 勤 続 年 数 (年)
男 性	95	4	44.4	13.3
女 性	8	—	47.8	9.3
合計又は平均	103	4	45.6	13.0

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社麻生で、同社は当社の株式を1,420千株（議決権比率41.6%）保有いたしております。他に同社は当社の株式を700千株（議決権比率20.5%）間接保有いたしております。

同社は、医療関連事業、環境関連事業、建築資材製造販売、不動産事業を主な事業内容としており、当社との営業取引はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	280,000千円
株式会社福岡銀行	135,000千円
三井住友信託銀行株式会社	104,000千円
日本生命保険相互会社	41,900千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,080,000株  
 (2) 発行済株式の総数 3,413,769株（自己株式6,231株を除く。）  
 (3) 株主数 1,238名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社麻生	1,420,000株	41.59%
株式会社麻生地所	400,000	11.71
麻生商事株式会社	300,000	8.78
宗教法人萬福寺	232,300	6.80
株式会社三井住友銀行	60,000	1.75
株式会社福岡銀行	60,000	1.75
株式会社西日本シティ銀行	60,000	1.75
麻生フォームクリート 従業員持株会	41,900	1.22
麻生興産株式会社	40,000	1.17
麻生泰	40,000	1.17

（注）持株比率は自己株式（6,231株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	花 岡 浩 一	
取 締 役	福 原 章 介	大阪支店・福岡支店担当
取 締 役	長谷川 隆 敏	東京支店・事業推進部・安全環境品質部担当
取 締 役	井 上 喜 博	人事総務部長財務経理部担当
取 締 役	杉 山 嘉 則	技術委員会委員長 株式会社麻生取締役 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長 株式会社エーエヌホールディングス取締役
常 勤 監 査 役	阿 部 新 太 郎	
監 査 役	沼 田 紳 介	菅野カウンセリング研究所所長
監 査 役	大 瀆 理	株式会社麻生経営支援本部経理財務部部长 Perseus Holdings株式会社代表取締役
監 査 役	大 木 章 史	八重洲総合法律事務所弁護士

- (注) 1. 監査役沼田紳介、大木章史の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 2. 監査役沼田紳介、大木章史の両氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。  
 3. 監査役沼田紳介氏は、長年にわたる管理業務の経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役大瀆理氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役大木章史氏は、八重洲総合法律事務所に所属する弁護士であり、法律分野での専門的な見識を有するものであります。  
 6. 2019年6月26日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって、取締役河村洋介氏が任期満了により退任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

監査役阿部新太郎、監査役沼田紳介、監査役大瀆理及び監査役大木章史の4氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	5 名	30,357千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,948千円 ( 3,600千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1999年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額100,000千円以内（これには、使用人兼務役員の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1999年6月22日開催の第38期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役1名及び監査役1名は無報酬となっております。
5. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,487千円（取締役6,226千円、監査役1,260千円）を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社との関係

監査役沼田紳介氏は、菅野カウンセリング研究所の所長を兼職しております。当社は菅野カウンセリング研究所との間には、特別な利害関係はありません。

監査役大木章史氏は、八重洲総合法律事務所所属の弁護士を兼職しております。八重洲総合法律事務所と当社の親会社である株式会社麻生との間には法律顧問契約がありますが、当社は同事務所との間には、特別な利害関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	当事業年度における主な活動状況
監 査 役	沼 田 紳 介	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会9回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監 査 役	大 木 章 史	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会9回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法(1948年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が支払うべき報酬の額	16,000千円

- (注)1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外の業務に基づく報酬はありません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化をはかり、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。
  - ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンス研修等を継続的に実施することによりコンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。
  - ・内部監査部門は、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存し管理する。
  - ・情報の不正使用及び漏洩の防止をはかるための情報セキュリティ体制を構築する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・業務執行に係るリスクについて、社内諸規程に基づき常時それぞれの部門においてリスク管理を行い、統制すべきリスクごとに責任部署を明確にして効率的な統制活動を行う。
  - ・重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応やその速やかな収拾に向けた活動を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
  - ・取締役及び社長指名を受けた者をメンバーとする経営会議を原則毎月開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の円滑適正な運営をはかる。
  - ・職務分掌規程及び職務権限規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。

- (5) 当社ならびに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、株式会社麻生を頂点とする「麻生グループ」に属しており、親会社である株式会社麻生より取締役または監査役の派遣を受ける。
  - ・ 麻生グループは、グループ行動基準を制定し、株式会社麻生のグループ経営委員会の中にグループリスクマネジメント委員会を設置しており、コンプライアンス上の問題についてグループ全体の相談窓口を設置している。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役は、必要に応じて、監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができることとし、当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。
  - ・ 監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動等の人事権に関する事項については監査役の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、または職務の執行に関する不正行為または法令・定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
  - ・ 監査役は、取締役会のほか重要事項を審議する会議に出席するとともに、必要に応じて業務に関し取締役及び使用人に説明を求めるものとする。
  - ・ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする。
  - ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
  - ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、公認会計士等外部専門家を活用ことができ、その費用は会社が負担する。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 当社は、企業行動規範を定め、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織的に毅然とした姿勢で対応する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①リスク管理体制について

工事施工に係るリスク回避のため、リスク会議を都度開催しております。

②取締役の職務執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を13回開催しております。

③内部監査体制について

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社事業部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を半期ごとに内部監査報告書として代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

④監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名の構成で、当事業年度においては9回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は取締役会及び重要な経営会議への出席や、監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、内部監査部門と連携し主要な事業所への往査等を行っており、往査報告については監査役会にて報告され、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と適宜情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,787,848</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,436,250</b>
現金及び預金	508,195	支払手形	291,694
受取手形	205,675	電子記録債務	313,972
電子記録債権	349,486	工事未払金	394,511
完成工事未収入金	628,606	短期借入金	8,000
売掛金	5,318	一年内返済予定の長期借入金	235,200
未成工事支出金	1,898	リース債務	24,236
原材料及び貯蔵品	59,037	未払金	65,472
前払費用	22,245	未払費用	5,219
その他	7,384	未払法人税等	14,545
<b>固定資産</b>	<b>1,625,523</b>	未払消費税等	40,589
<b>有形固定資産</b>	<b>1,357,603</b>	未成工事受入金	13,156
建物	50,055	賞与引当金	27,758
構築物	951	その他	1,896
機械及び装置	160,965	<b>固定負債</b>	<b>622,579</b>
車両運搬具	1,040	長期借入金	337,700
工具、器具及び備品	7,309	リース債務	19,952
土地	1,100,858	退職給付引当金	232,001
リース資産	36,422	役員退職慰労引当金	32,924
		<b>負債合計</b>	<b>2,058,829</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>11,232</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	4,441	<b>株主資本</b>	<b>1,360,388</b>
リース資産	4,440	資本金	209,200
電話加入権	2,350	資本剰余金	180,400
<b>投資その他の資産</b>	<b>256,687</b>	資本準備金	180,400
投資有価証券	15,544	利益剰余金	972,341
関係会社出資金	36,668	利益準備金	24,050
破産更生債権等	4,553	その他利益剰余金	948,291
長期前払費用	2,056	別途積立金	885,000
繰延税金資産	119,569	固定資産圧縮積立金	803
敷金及び保証金	14,758	繰越利益剰余金	62,487
ゴルフ会員権	83,505	<b>自己株式</b>	<b>△1,552</b>
貸倒引当金	△19,968	評価・換算差額等	△5,846
		その他有価証券評価差額金	△5,846
<b>資産合計</b>	<b>3,413,371</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,354,541</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,413,371</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高	3,965,706	
完 成 工 事 高	64,667	4,030,373
商 品 売 上 高		
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	3,254,646	
商 品 売 上 原 価	38,233	3,292,879
売 上 総 利 益	711,059	
完 成 工 事 総 利 益	26,433	737,493
商 品 売 上 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		672,845
營 業 利 益		64,648
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	877	
受 取 技 術 料	9,184	
受 取 手 数 料	266	
雑 収 入	476	10,804
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,618	
為 替 差 損	487	
雑 支 出	495	5,601
経 常 利 益		69,851
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,981	
固 定 資 産 除 却 損	41	2,022
税 引 前 当 期 純 利 益		67,828
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,503	
法 人 税 等 調 整 額	11,511	28,015
当 期 純 利 益		39,813

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	209,200	180,400	180,400
当期変動額			
剰余金の配当			
固定資産圧縮積立金取崩			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当期末残高	209,200	180,400	180,400

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	24,050	885,000	909	39,637	949,596	△1,529	1,337,666	
当期変動額								
剰余金の配当				△17,069	△17,069		△17,069	
固定資産圧縮積立金取崩			△105	105	—		—	
当期純利益				39,813	39,813		39,813	
自己株式の取得						△22	△22	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△105	22,850	22,744	△22	22,722	
当期末残高	24,050	885,000	803	62,487	972,341	△1,552	1,360,388	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△222	△222	1,337,443
当期変動額			
剰余金の配当			△17,069
固定資産圧縮積立金取崩			—
当期純利益			39,813
自己株式の取得			△22
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,624	△5,624	△5,624
当期変動額合計	△5,624	△5,624	17,097
当期末残高	△5,846	△5,846	1,354,541

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………8～38年

機械装置及び車両運搬具……………4～9年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

工事損失引当金……………受注案件にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備え、その損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を簡便法により計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	29,645千円
土	地	1,100,858千円
計		1,130,504千円

② 上記の担保資産に対する債務

短期借入金	4,000千円
長期借入金(一年内返済予定額を含む)	431,000千円
計	435,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,118,496千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	3,420,000	—	—	3,420,000

## (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	6,194	37	—	6,231

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	17,069	5	2019年3月31日	2019年6月27日

## ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,068	5	2020年3月31日	2020年6月26日

## 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上繰越欠損金	30,725千円
貸倒引当金	5,998千円
賞与引当金	8,338千円
退職給付引当金	69,665千円
役員退職慰労引当金	9,890千円
その他	30,243千円
繰延税金資産小計	154,863千円
評価性引当額	△34,949千円
繰延税金資産合計	119,913千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	344千円
繰延税金負債 合計	344千円
繰延税金資産の純額	119,569千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び工事未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時 価 (* )	差 額
① 現金及び預金	508,195	508,195	—
② 受取手形	205,675	205,675	—
③ 電子記録債権	349,486	349,486	—
④ 完成工事未収入金	628,606	628,606	—
⑤ 支払手形	(291,694)	(291,694)	—
⑥ 電子記録債務	(313,972)	(313,972)	—
⑦ 工事未払金	(394,511)	(394,511)	—
⑧ 長期借入金	(572,900)	(573,506)	△606

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び ③ 電子記録債権並びに④完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 支払手形及び ⑥ 電子記録債務並びに⑦ 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

6. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	36,668千円
持分法を適用した場合の投資の金額	171,462千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	14,496千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

該当事項はありません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	麻生商事株式会社	被所有 直接 8.7	なし	工事請負	工事請負	55,751	受取手形	23,278
							完成工事未収入金	3,246
				工事用材料等の購入	工事用材料等の購入	133,045	電子記録債権	41,193
							工事未払金	9,839
親会社の子会社	麻生セメント株式会社	なし	なし	工事用材料等の購入	工事用材料等の購入	26,740	敷金及び保証金	5,103
							工事未払金	3,186
				出向者の受入	出 向 料	9,666	未払金	—
親会社の子会社	日特建設株式会社	なし	なし	工事請負	工 事 請 負	583,831	電子記録債権	41,100
							完成工事未収入金	49,970

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を勘案して、その都度価格交渉のうえ、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり純資産額	396円79銭
1株当たり当期純利益	11円66銭
9. 重要な後発事象に関する注記	
該当事項はありません。	

## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

麻生フォームクリート株式会社  
取締役会 御 中EY新日本有限責任監査法人  
福岡事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堺 昌義 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 祐二 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、麻生フォームクリート株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

麻生フォームクリート株式会社 監査役会

常勤監査役	阿部 新太郎 ㊟
社外監査役	沼田 紳介 ㊟
監査役	大濱 理 ㊟
社外監査役	大木 章史 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき5円  
総額 17,068,845円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月26日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。  
つきましては、あらためて取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	はなおか こういち 花岡 浩一 (1960年4月9日)	1979年3月 当社入社 2000年4月 当社東京支店工事部長 2005年4月 当社技術開発部部長 2009年7月 当社執行役員技術開発部長 2010年4月 当社執行役員生産技術本部副本部長 2011年4月 当社執行役員生産技術部長 2012年4月 当社執行役員東京支店長 2012年6月 当社取締役東京支店長 2014年4月 当社取締役施工開発部長 2015年11月 当社取締役施工開発部長兼技術営業部長 2016年4月 当社常務取締役事業支援副本部長 2017年4月 当社代表取締役社長(現任)	5,500株
2	ふくはら あきよし 福原 章介 (1956年2月25日)	1979年4月 大洋漁業株式会社(現 株式会社マルハニチロホールディングス)入社 1991年3月 オリンパス株式会社入社 2007年5月 株式会社金属化工技術研究所入社 総務部長兼社長室長 2009年6月 当社監査役 2011年6月 当社執行役員経営企画部長 2012年4月 当社執行役員企画管理部長 2012年7月 当社執行役員福岡支店長 2014年4月 当社執行役員西日本事業副本部長 2016年6月 当社取締役西日本事業副本部長 2019年4月 当社取締役大阪支店・福岡支店担当(現任)	4,000株
3	はせがわ たかとし 長谷川 隆敏 (1959年8月5日)	1978年3月 当社入社 2001年4月 当社東京支店営業部長 2003年4月 当社東京支店長兼営業部長 2005年10月 当社営業本部部长東京支店営業部担当 2006年10月 当社東京支店名古屋営業所長 2009年10月 当社東京支店工事部長 2012年4月 当社執行役員大阪支店長兼総務部長 2014年4月 当社執行役員西日本事業本部副本部長 2016年4月 当社執行役員東日本事業副本部長 2017年6月 当社取締役東日本事業副本部長 2019年4月 当社取締役東京支店・事業推進部・安全環境品質部担当(現任)	3,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	いのうえ よしひろ 井上喜博 (1963年10月28日)	1987年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 1994年6月 X-ray Plus株式会社出向 1995年8月 九州ウィルソンラーニング株式会社出向 1997年7月 麻生セメント株式会社管理部人事グループマネージャー 2006年9月 麻生ラファージュセメント株式会社人事部長 2013年1月 麻生セメント株式会社人事部長 2015年10月 株式会社タカギ入社 人事部課長 2016年12月 当社入社 事業支援本部副本部長 2017年4月 当社人事総務部長 2018年6月 当社執行役員人事総務部長 2019年4月 当社人事総務部長 2019年6月 当社取締役人事総務部長財務経理部担当(現任)	100株
5	すぎやま よしのり 杉山嘉則 (1962年11月16日)	1988年4月 麻生セメント株式会社(現 株式会社麻生)入社 2001年7月 株式会社麻生リニューアル技術事業部診断工事グループマネージャー 2004年2月 同社リニューアル技術事業部長 2006年7月 同社建設コンサルティング事業部長 2009年6月 当社取締役 2009年6月 株式会社麻生取締役建設コンサルティング事業部長 2009年7月 当社取締役生産技術本部長 2010年4月 当社取締役 2011年4月 当社取締役生産技術部担当 2011年6月 当社取締役生産技術担当 2012年4月 当社取締役技術委員会委員長(現任) 2012年6月 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長(現任) 2013年10月 株式会社エーエヌホールディングス取締役(現任) 2017年4月 株式会社麻生取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社麻生取締役 FASエコエナジー株式会社代表取締役社長 株式会社エーエヌホールディングス取締役	一株

- (注) 1. 麻生セメント株式会社は、2001年7月1日付で株式会社麻生に商号変更いたしました。そして、株式会社麻生は、2001年8月1日付でセメント部門を分社して麻生セメント株式会社を設立いたしました。その後、麻生セメント株式会社は、2004年11月1日付で麻生ラファージュセメント株式会社に商号変更し、また麻生ラファージュセメント株式会社は、2013年1月1日付で麻生セメント株式会社に商号変更して、現在に至っております。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
3. 候補者杉山嘉則氏は、現在、当社の親会社である株式会社麻生及び当社の親会社である株式会社麻生の子会社の業務を執行しております。なお、当該会社における地位及び担当につきましては、「略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当」に記載のとおりであります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役大木章史氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、あらためて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社の株式数
おおき あきふみ 大木章史 (1976年10月7日)	2011年12月 弁護士登録 2011年12月 八重洲総合法律事務所入所(現任) 2016年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 八重洲総合法律事務所弁護士	一株

- (注) 1. 大木章史氏が所属する八重洲総合法律事務所と当社の親会社である株式会社麻生との間には法律顧問契約があります。  
なお、同氏個人との間には特別の利害関係はございません。
2. 当社は大木章史氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。同氏が選任された場合は、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 大木章史氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役候補者大木章史氏は、弁護士であり、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 大木章史氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社の株式数
こしはら まこと 腰原誠 (1941年6月16日)	1972年4月 弁護士登録 1977年4月 腰原法律事務所開設 2005年4月 腰原・金久保法律事務所開設代表(現任)	一株

- (注) 1. 腰原誠氏が代表を務める腰原・金久保法律事務所と当社との間には法律顧問契約があります。  
なお、同氏個人との間には特別の利害関係はございません。
2. 腰原誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 腰原誠氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年培われた専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

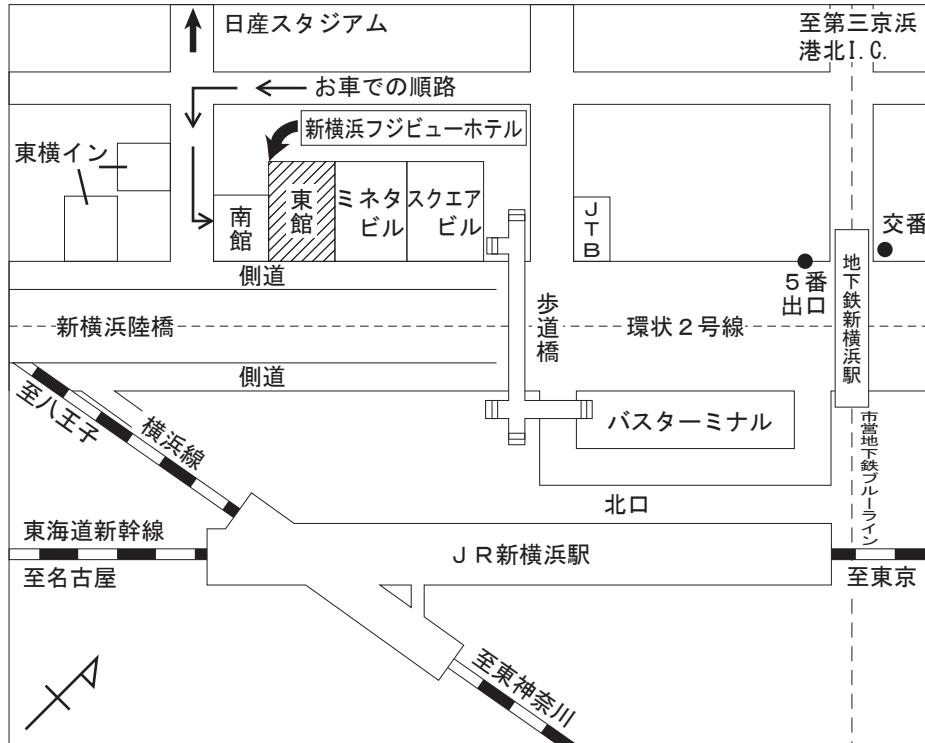
以上





# 株主総会会場ご案内図

横浜市港北区新横浜二丁目3番地1  
 新横浜フジビューホテル 東館2階 芙蓉の間  
 電話 (045) 473-0021 (代表)



## ●交通の便

- ◆JR新横浜駅北口
- ◆市営地下鉄ブルーライン新横浜駅5番出口 } 下車徒歩2分 (日産スタジアム方面)
- ◆第三京浜港北I.C. より車で約20分

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、ご入場を制限させていただくなど感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。